

## 労働安全衛生規則の一部改正について

## 1 趣旨

## (1) 結核健康診断関係

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づく結核の健康診断の内容や、「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会」（労働基準局長参集）の報告書（平成18年8月）内容を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に定める健康診断に関する事項について、所要の改正を行う。

## (2) 足場等関係

- ・ 足場からの墜落災害については、長期的には減少傾向にあるものの、平成19年においては34件の死亡災害が発生している。

このため、足場からの墜落・転落災害防止対策の充実については、平成20年度を初年度とする第11次労働災害防止計画において重点課題の一つとされており、昨今の技術革新に対応した更なる足場からの墜落災害防止措置の強化を図ることが喫緊の課題となっている。

- ・ 今般、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が開催する「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」においてその調査研究結果について、平成20年10月に報告書が取りまとめられたところであり、今般、同報告書の提言を踏まえて、足場からの墜落防止等対策の強化を図ることとし、労働安全衛生規則について、所要の改正を行うこととしたものである。

## 2 改正の内容

## (1) 結核健康診断関係（別紙1参照）

結核健康診断を廃止すること。

## (2) 足場等関係（別紙2参照）

## ア 足場等からの墜落防止措置等の充実

## (ア) 事業者が行う足場の作業床からの墜落防止措置等（安衛則第563条関係）

## a 足場の作業床からの墜落防止措置

現行では、高さ75センチメートル以上の手すり等を設けるべきものとされているが、次に掲げる設備を設けるべきものとする。

(a) わく組足場にあつては、交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の下さん又は高さ15センチメートル以上の幅木（同等の措置を含む。）又は手すりわく

(b) わく組足場以外の足場（一側足場を除く。）にあつては、高さ85センチメートル以上の手すり及び高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の中さん（同等の措置を含む。）

## b 足場の作業床からの物体の落下防止措置

高さ10センチメートル以上の幅木、メッシュシート又は防網（同等の措置を含

む。)を新たに設けるべきものとする。

(イ) 事業者が行う作業構台についての墜落防止措置等（安衛則第552条、第575条の6関係）

上記(ア) a (b) の設備等を設けるべきものとする。

#### イ 足場及び作業構台の安全点検等の充実

(ア) 事業者が行う足場及び作業構台の点検等（安衛則第567条、第575条の8関係）

a 足場又は作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた墜落防止設備の取りはずしの有無等について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修すべきものとする。

b 悪天候等の後に、点検を行ったときは、当該点検の結果等を記録し、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存すべきものとする。

(イ) 注文者（元請）が行う足場及び作業構台についての措置（安衛則第655条、第655条の2関係）

上記(ア) bと同様の措置を講ずること。

### 3 施行期日

平成21年6月1日（結核健康診断の廃止等に係る部分は、同年4月1日）

結核健康診断の廃止について  
(安衛則第 4 6 条関係)

【現行の規定】

- 法第 6 6 条第 1 項の規定により、事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならないとされている。この規定に基づき、安衛則第 4 6 条においては、結核健康診断の実施時期及びその項目を定めている。
- 具体的には、事業者は、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断又は海外派遣労働者の健康診断の際に、結核発病のおそれがあると診断された労働者に対してのみ、おおむねその 6 月後に、エックス線直接撮影による検査等を行わなければならないこととされている。

【改正の背景・内容等】

- 「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会」報告書において、以下のように報告されたことを踏まえ、結核健康診断を廃止する。
- 「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会」報告書（平成 1 8 年 8 月）（抜粋）

労働安全衛生法では、旧結核予防法に倣い、定期健康診断等において、結核発病のおそれがあると診断された者に対する 6 ヶ月後の胸部エックス線検査等の実施を事業者に義務づけているが、改正結核予防法において、結核発病のおそれがあると診断された者に対する 6 ヶ月後の胸部エックス線検査等の実施に係る規定が、医療機関への受診を前提として廃止されたため、労働安全衛生法においても、同趣旨の規定を廃止すべきである。

なお、定期健康診断等における胸部エックス線検査については、「労働者に対する胸部エックス線検査の対象のあり方等に関する懇談会」において更に検討を行っているところである。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案 (足場等関係)

1 足場等からの墜落防止措置等の充実

	現 行	改 正 案
作業床についての墜落防止措置(第563条)	手すり等を設けること。	わく組足場にあつては、交さ筋かい及び下さん等又は手すりわくを設けること。
		わく組足場以外の足場にあつては、手すり等及び中さん等を設けること。
	(物体の落下防止措置) 防網又は立入区域を設けること。 (同等の措置を含む。)(第537条)	(物体の落下防止措置) 幅木、メッシュシート又は防網を設けること。(同等の措置を含む。)

※ 架設通路についての墜落防止措置(第552条)、作業構台についての墜落防止措置(第575条の6)についても、所要の改正を行うこと。

2 足場等の安全点検の充実

事業者が行う足場の点検(第567条)

改 正 案
事業者は、その日の作業を開始する前に、作業行う箇所に設けた墜落防止設備の取りはずし等の点検を行うこと。
事業者は、悪天候等の後に、足場の点検を行ったときは、当該内容を記録し、足場を使用する作業を行う仕事終了するまでの間、これを保存すること。

※ 事業者が行う作業構台の点検(第575条の8)並びに注文者(元請)が行う足場についての措置(第655条)及び作業構台についての措置(第655条の2)についても、所要の改正を行うこと。